

# 米国FASBによる支配力基準の展開

水野孝彦

## 目次

はじめに

### 1 連結プロジェクトにおける支配力基準の展開

- (1) 連結の条件に関する概念的整理
- (2) 公開草案に対するビッグ・シックスのコメント
- (3) FASBによる結論の根拠

### 2 SPEの連結問題

- (1) 連結プロジェクトにおけるSPEの取扱い
- (2) FIN46

### 3 変動持分アプローチについての検討

むすび

キーワード：

支配力基準、連結プロジェクト、変動持分事業体の連結

## はじめに

2003年1月、米国財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board : FASB) は、特別目的事業体 (Special Purpose Entity : SPE) の連結問題に対応したFASB解釈指針 (FASB Interpretation : FIN) 第46号 (FIN46) 『変動持分事業体の連結:会計研究公報第51号の解釈指針 (Consolidation of Variable Interest Entities : an interpretation of ARB No.51)』を公表した (同年12月改訂)。FIN46は、2001年秋に起きたエンロン社によるSPEを利用した不正会計事件を背景に作成公

表された。

米国では、従来、1959年に公表された会計研究公報 (Accounting Research Bulletin : ARB) 第51号 (ARB51) 『連結財務諸表』および1987年の財務会計基準書 (Statement of Financial Accounting Standards : SFAS) 第94号 (SFAS94) 『すべての過半数所有子会社の連結』に基づいて、連結範囲の判定が行われてきた。これらの基準では、通常、過半数議決権持分の所有が支配財務持分になるとされており、連結範囲をいわば議決権持分アプローチ (voting interest approach) で判定している。しかし、議決権持分アプローチは、議決権によって支配財務持分を認識することができないSPEのような事業体に関しては有効に機能しなかった。この限界を克服する形で、FIN46によって、議決権では支配できない事業体であっても変動持分事業体 (Variable Interest Entity : VIE) の要件に該当する場合には、当該VIEの主たる受益者 (primary beneficiary) を判定し、主たる受益者に当該VIEを連結させるという新しいアプローチが採用された。このアプローチによって、ほとんどのSPEが連結の対象にされることになった。本稿では、この新しいアプローチを変動持分アプローチ (variable interest approach) と呼ぶことにする。

ところで、FASBは1982年1月に連結プロジェクトを立ち上げ、これまで連結方針として支配力基準の導入を提案してきた。FASBはすべての事業体に対して統一的な支配概念を適用し、包括的な連結方針を開発しようとしてきた。しかし、この提案に対しては、大手会計事務所を中心に関係各方面からの反対意見が多く、またFASB内でも十分な合意が得られなかったために、支配力基準の導入は見送られてきた。

プロジェクトにおける1つの重要な争点は、連結の条件に関する問題であった。連結の条件として支配のみで十分か、あるいは支配に加えて持分の所有も必要かが議論の中心となった。もっとも連結の条件に関する問題は、SPEとも深く関連しており、誰が支配しているか分からないように仕組まれているSPEに対して、支配を連結の条件とすること自体が妥当なのかといった問題も指摘されてきた。

しかし、上述のようにSPEの連結に関してはFIN46により変動持分アプローチが採用されるに至った。変動持分アプローチは支配力基準とは次元を異にすると考えられ、そして、このことはこれまで連結のメルクマールとされてきた支配は、必ずしも連結の絶対的な条件ではないことを示唆しているように思われる。

本稿では、新しい連結のアプローチが導入されたことを受けて、連結の条件に関する議論を整理することを目的としている。以下では、次の3点を考察する。第1はFASBが連結プロジェクトで連結の条件について取り組んできた問題について、第2はSPEの連結問題をとりあげ、これに対処して導入された新しいアプローチの内容について、そして第3は新しいアプローチの導入が提起する連結の条件それ自体の問題について検討する。

なお、本稿の執筆にあたっては、第19回(平成15年度)シキシマ学術・文化振興財団研

究助成の支援を受けた。ここに同財団に心から謝意を表する。

## 1 連結プロジェクトにおける支配力基準の展開

連結プロジェクトの開始以来今日に至るまで、約20年が経過した(図表1参照)。前述したように、FASBはこのプロジェクトにおいて、すべての事業体に対して統一的な支配概念を適用し、包括的な連結方針を開発しようとしてきた<sup>1)</sup>。この試みは1994年に公表された予備的見解で明らかにされた。予備的見解では、連結方針の適用対象を従来の株式会社または営利企業から、すべての事業体に拡大することが提案された。その結果、非営利組織、パートナーシップなどが連結方針の適用対象に新たに加えられた。そして、これに関連して、事業体の目的が営利であるか非営利であるかにかかわらず、また組織形態が会社であるかパートナーシップであるかにかかわらず、すべての事業体に対して支配だけが連結の条件になるとの暫定的結論が示された。1995年の公開草案および1999年の改訂公開草案においても、FASBは同様の立場を貫いた。

しかし、FASBの結論は多くの関係者に受け入れられてこなかった。とりわけ大手会計事務所はFASBの結論に対して反対意見を強く主張した。連結の条件をめぐる問題に関しては、支配のみを連結の条件とするFASBと、支配以外に持分または受益持分をも必要とする大手会計事務所との間に対立が見られるのである。

連結の条件をめぐる対立は、連結基礎概念の相違に根ざしていると考えられる。FASBによる連結基礎概念に関する本格的な検討は1991年の討議資料で行われた。そこで以下では、まず討議資料に基づいて連結の条件に

関する理論的背景を整理することにしたい。  
 そのうえで、1995年の公開草案に対する大  
 手会計事務所のコメントを取り上げその主張

内容を概観し、さらにFASBが示した結論の  
 根拠について考察を加えることにしたい。

図表1 連結プロジェクトの開始から20年間に起きた主な出来事

年 月	主 な 出 来 事	備 考
1982年 1月	「連結、持分法および関連事項を含む報告実体の会計」(連結プロジェクト)の開始	報告実体概念の開発を主な目的として開始
1987年10月	財務会計基準書第94号(SFAS94)「すべての過半数所有子会社の連結」の公表	・異業種子会社の連結 ・連結の条件としては過半数の議決権の所有
1991年 9月	討議資料「連結方針および連結手続」の公表	連結基礎概念による理論的検討
1994年 8月	予備的見解「連結方針」の公表	連結の条件として支配のみを提案
1995年10月	公開草案「連結財務諸表：方針と手続」の公表	連結の条件として支配のみを提案
1999年 2月	改訂公開草案「連結財務諸表：目的と方針」の公表	連結の条件として支配のみを提案
2001年 1月	FASBのメンバー間では、連結方針の最終基準書およびSPEの連結指針(公開草案)の公表について合意が得られないと判断	
2001年10月	エンロン社、SPEを使ったヘッジスキームで7億1,000万ドルの特別損失の発生を発表	エンロン社は同年12月に連邦倒産法第11条による申請をして倒産
2001年11月	FASB、SPEの連結に関する解釈指針の開発を決定	
2003年 1月	FASB解釈指針第46号(FIN46)「変動持分事業体の連結：ARB51の解釈指針」の公表	連結の条件として過半の経済的便益を伴う変動持分の所有
2003年12月	FASB改訂FIN46「変動持分事業体の連結」の公表	FIN46の明確化

## (1) 連結の条件に関する概念的整理

連結の条件については、主として次の2つの考え方が存在している。

①「支配」を唯一の連結の条件とする。

②「支配」と「受益持分（経済的便益）の所有」を連結の条件とする。

討議資料によると、①の見解は経済的単一体概念に基づいており、②の見解は親会社概念に基づくと説明されている<sup>2)</sup>。

### ①「支配」を唯一の連結の条件とする見解

討議資料では、「支配」を唯一の連結の条件とする考え方は、経済的単一体概念に基づくと説明されている。経済的単一体概念は、単一の経営者（親会社）による企業体全体の支配を強調する点に特徴がある。支配を根拠に、法的事業体の集合体を1つの経済的単一体とみる。そのため、経済的単一体概念に基づく連結財務諸表は、支配を根拠に親会社と子会社から構成された経済的単一体についての財務情報を報告することが目的となる。したがって、ある法的事業体が経済的単一体の一部として連結財務諸表に含まれるかどうかは、単一の経営者による支配の有無により決定されることになる。

また、経済的単一体概念では、他の事業体に対する「支配」それ自体が、当該他の事業体から便益を引き出すために行う行為であると考えられる。言い換えれば、便益を引き出さない支配は存在しないとされる。ある事業体が他の事業体の営業および財務の方針を決定する力を有していれば、当該事業体間に親子会社関係が成立すると考えられ、親会社となった事業体は子会社となった事業体から十分に便益を引き出す力があるとみなされるのである。それゆえ、経済的単一体概念では、親会社概念のように、「受益持分の所有」をあえて連結の独立した条件として設ける必要がない。支配から得られる便益は

幅広く捉えられ、親会社の株主が親子会社関係から享受する便益には、親会社の子会社から受取る利益や配当金による便益だけでなく、子会社の供給の源泉、流動資産、製造工程、関係会社間取引、内部振替価格、利息、手数料、ロイヤリティなどからの便益も含まれる。つまり、便益は、本来、支配の概念に内包されると考えられている。以上から「支配」だけを連結の条件とする見解は、経済的単一体概念に基づくと説明されるのである。

### ②「支配」と「受益持分（経済的便益）の所有」を連結の条件とする見解

他方、親会社概念は、親会社の株主が親会社およびその子会社に対して有する持分を強調する点に特徴がある。親会社の株主が有する持分とは、言い換えると、彼らが投資家として享受する受益持分を意味する。その意味において、親会社概念に基づいた連結財務諸表は、親会社の株主に対して、彼らの受益持分の源泉となる親会社とその子会社の財務情報を報告することが目的となる。受益持分とは、「利益分配権や配当請求権、そして株式売却や現物資産の清算による投資回収の権利」（FASB[1991], para.131）のことをいう。親会社概念からすれば、こうした親会社の株主にとっての受益持分が強調されるため、彼らの持分が十分に引き出される会社だけが連結の範囲に含まれる。したがって、連結の条件として、親会社は子会社を支配しているだけでなく、子会社から株主にとっての受益持分を十分に引き出していることが必要になる。

なお、受益持分は、通常、会社の資本を所有することで得られる。ここで、親会社の子会社の資本をどの程度を所有していれば、親会社の株主からみて、当該子会社の連結を正当化するほどの受益持分が引き出されているとみるかが

問題となる。しかし、この問題に対する適切な答えは存在しない。連結を正当化するために必要な資本の所有割合は論者により見解が分かれており、客観的に妥当な一定の割合を決めることはできない。しかし、このことをもって、親会社概念における連結の条件として「受益持分の所有」が否定されるわけではない。親会社概念では、親会社の株主の受益持分を強調するがゆえに、親会社の株主の観点から「受益持分の所有」は連結の条件として欠くことができないのである。以上から「支配」と「受益持分の所有」を連結の条件とする見解は、親会社概念に基づくと説明されている。

## (2) 公開草案に対するビッグ・シックスのコメント

上の考察からすれば、連結の条件を支配のみとするFASBの提案は、経済的単一体概念によるものといえる。しかし、FASBの提案については、前述したように多くの関係者には受け入れられなかった<sup>3)</sup>。とくに大手会計事務所を中心に反対が主張されたことは指摘しておきたいところである。多くの会計事務所が、親会社の株主を重視する見地あるいは親会社概念から、連結の条件として支配以外に経済的便益（受益持分、経済的利益、所有に伴うリスクとリワードなど表現の仕方は異なる。）の所有が必要であると主張した<sup>4)</sup>。以下に、1995年の公開草案における連結の条件に関して、当時のビッグ・シックスが示したコメントを引用することにしよう。

プライスウォーターハウス

(1996年1月15日)

一方的な支配と経済的利益 (economic interest) の2つが連結の条件として別個に必要である。

クーパース・アンド・ライブランド

(1996年1月15日)

親会社は子会社に対して、支配と所有に伴うリスクとリワードという形の経済的利益 (economic interest) を有すべきである。

アーサー・アンダーセン

(1996年1月16日)

①支配、②継続性、③残余利益の3つを連結の規準として提案する。

デロイト・アンド・トウシュ

(1996年1月19日)

支配と重要な受益持分 (significant beneficial interest) の2つの要素を基礎にすべきである。

アーンスト・アンド・ヤング

(1996年1月15日)

過半数所有未満の会社の連結にまで連結の対象を拡大することに反対する。

KPMGピートマーウィック

(1996年1月15日)

支配と過半数または重要な所有持分 (majority or significant ownership interest) が連結の条件として適切である。

なお、プライスウォーターハウスは、次のような理由から上のような主張をしている。

「連結財務諸表は、投資家および債権者が合理的な意思決定を行うことができるように、企業の現金創出能力に関する情報を提供すべきである。企業が他の事業体を支配しても、経済的利益をほとんどあるいは全く有さないならば、被支配事業体の資産、負債、収益、費用は、支配事業体の投資家および債権者にとっては有用

性に欠ける。その理由は、彼らが被支配事業体の資産、負債、収益、費用から重要な便益を何ら引き出すことができないからである。支配単独の力から引き出される観念上の便益は、実体がなく不確実なので連結を有用なものとしなない。つまり、支配だけに基づいた連結方針は、投資家および債権者にとっての連結財務諸表の有用性を減少させてしまうであろう。」

### (3) FASBによる結論の根拠

公開草案の公表後、FASBは受け取ったコメントに示された懸念を吟味し、審議を再開した。そして1996年5月に、支配の定義をはじめ、コメントにおいて懸念の多かった項目について公開草案を修正することに合意した（FASB[1996],p.4）。とくにFASBが、その後1997年8月の会合で、支配を唯一の条件とせず、支配と経済的便益の2つを別個の条件として扱うアプローチに変更することを決定したことは指摘しておかなければならない。これは、経済的便益という具体的キャッシュ・フローに裏づけられた条件を導入することで、連結方針をよりオペレーショナルなものにするためであった（古賀[1997],p.93）。この決定を受けて、FASBのスタッフは便益の明確な概念、種類、連結に必要な水準などの調査を開始した（FASB[1997],p.4）。しかし、最終的にはこのアプローチは却下された。1999年の改訂公開草案において、支配を唯一の連結の条件とする結論が再び示されたのである。

FASBが、ある一定水準の所有または経済的便益を独立した連結の条件として採用しなかったのは、経済的便益は、子事業体の利益または純資産に対する持分あるいは残余持分によって獲得できるだけでなく、子事業体の資産や進行中の活動からも引き出すことができると考えたからである。FASBは、たとえば次のような方

法でも、純キャッシュ・フローを増大させることができる」と主張した。

①必要かつ希少な原材料を獲得するために、優位に、戦略的な地点で、廉価な輸送コストで子事業体との取引を仕組む。

②子事業体の流通網、特許権、独占的生産技術の利用権を入手する。

③経営者の報酬、従業員給付、保険について、規模の経済を得るために、親事業体と子事業体の特定の機能を1つに統合する。

そしてFASBは、ある一定水準の経済的便益を連結の条件として設けることが有用でないとして次のような説明をしている。

「ある事業体が別の事業体を支配する場合、直接的な所有持分の水準とは無関係にその資産の使用を指示することができる。親事業体の所有持分がある一定の便益の水準を超えていないという理由だけで、親事業体と子事業体の資産や負債などの情報を連結財務諸表から省略するということは、目的不適合な、裁量的で、不必要な (irrelevant as well as arbitrary and unnecessary) 連結の条件を設けてしまうことになる。その結果、連結財務諸表は不完全なものになる。」（FASB[1999], para.216）

以上のように、FASBは連結プロジェクトにおいて支配のみを連結の条件として採用することを提案してきた。すべての事業体に対して統一的な支配概念を適用することで、包括的な連結方針を開発しようとしてきた。当然、SPEに対しても例外なく連結の条件として支配のみを適用しようとしてきたのである。しかし、とくにSPEを活用した証券化による資金調達が広まるにつれて、支配を唯一の連結の条件として提案することは、必ずしも有用ではないと認識されるようになった。次節において、SPEの連結問題について取り上げることにしたい。

## 2 SPEの連結問題

FASBは、SPE自体の定義を示してはいない。ここに、一般的なSPEの定義を示しておきたい。

「SPEは特別目的ビークル (special purpose vehicle) と呼ばれ、通常、目的、存在期間、活動に制限を設けて設立されており、ある1つの会社に対して便益をもたらすことを意図した事業体である。SPEは、パートナーシップ、会社、トラスト、ジョイント・ベンチャーという法的形態をとる。」(Hartgraves and Benston[2002], p.246.)

SPEには、金融商品や不動産の証券化または流動化をはじめ多くの利用目的がある<sup>9)</sup>。また、そのメリットとしては、資産のオフバランス化に伴う経営指標の改善、資金調達が多様化や低コストの資金調達などが挙げられる。以下では、連結プロジェクトにおけるSPEの取り扱い、2003年に公表されたFIN46について考察する。

### (1) 連結プロジェクトにおけるSPEの取扱い

連結プロジェクトでは1994年の予備的見解から、SPEに対しても、連結の条件として支配のみを適用するとされてきた。実質的支配の推定規定が設けられ、たとえば1995年の公開草案においては、反証のない限り、次のように「創設者 (creator)」または「スポンサー (sponsor)」によるSPEの支配を推定する規定が存在していた。

「創設者 (スポンサー) がある事業体を設立する際に、たとえ当該事業体に対する議決権持分を全く所有していなくても、定款や附属定款などにおいて、①創設者 (スポンサー) しか変更することができず、②創設者 (スポンサー) が当該事業体の活動や取締役会の権限などを制限し、実質的にすべての将来の純キャッシュ・インフローまたは他の将来の経済的便益を創設

者 (スポンサー) に提供する規定を置く場合に、創設者 (スポンサー) はSPEを支配しているものと推定する。」(FASB[1995], paras.14d, 154)

上の規定は、創設者またはスポンサーとSPEとの支配従属関係に焦点を当てた点に特徴がある。しかし、この規定はその内容が十分でないとして多くの論者に受け入れられなかった。たとえばSPEの創設者は多くの場合に必ずしも明確ではないという問題やスポンサーという用語が明示されていないという問題が指摘された。こうした問題を踏まえた結果、FASBは1999年の改訂公開草案では、公開草案における実質的支配の推定規定を削除し、SPEの組織形態が会社か、パートナーシップか、信託かといった点に着目して、それぞれの形態に応じて支配力基準を適用する方針に変更した。

SPEは、その仕組みが複雑であるがゆえに、誰がそのSPEを支配しているのかがつかみにくい。多くの場合、SPEの設立時点で、通常、定款などの文書において、起こりうる実質的にすべての事象について意思決定が行われており、それゆえ設立後にSPEに関わる当事者の何人も単独の意思決定権を有さないのである。これを、SPEが自動操縦 (autopilot) によって活動しているというが、この自動操縦がSPEに対する支配の帰属を分かりにくくしているのである。

したがって、すべての事業体に対して、連結の条件として支配のみを適用することは自ずと限界があったといえるかもしれない。結局FASBは、SPEに対しては支配を連結の条件として適用することが必ずしも有用ではないとして、2000年9月、SPEの連結については支配力基準を修正したアプローチを適用した。修正アプローチは、支配を連結の条件とせず、リスクとリターンから得られる経済的便益を重視す

るものであった（鳥飼[2001],p.201）。

しかし、その後2001年1月に、FASB内で十分な合意が得られず、連結方針に関する最終基準書、そして、このときすでにFASBはSPEについての指針を作成しようとしていたが、その指針の公開草案についても公表を延期することが決定された（FASB[2001],p.9）。連結プロジェクトの進行に大きな懸念が生じていたその年の秋、エンロン社の不正会計事件が明るみにでた<sup>6)</sup>。そこで、FASBは急遽SPEの連結問題に議論を集中し、指針の開発に力を注いだ。その結果、2003年1月にSPEの連結問題に対応したFIN46が公表されたのである。

## (2) FIN46

エンロン社の事件を受けて、FASBは「独立した経済実態のないSPE」の連結に関して指針の開発を急ぎ、その結果FIN46が作成された。FIN46では、これまで慣れ親しんできたSPEという用語ではなく、VIEという用語が用いられた。これは、一般にSPEと呼ばれている事業体が同指針の適用対象にはならない場合や、逆に、一般にSPEと呼ばれていない事業体が同指針の適用対象となる場合があるからであった<sup>7)</sup>。SPEに代わるVIEとは、次の（イ）持分投資の質的要件か、（ロ）持分投資の量的要件のいずれかを満たす事業体である。

### （イ）持分投資の質的要件

その事業体の持分投資家が、支配財務持分の次のような本質的特徴を有していない。

- ①議決権を通じて意思決定を行う力
- ②事業体が損失を被ったときに期待損失を負担する義務
- ③事業体が利益を稼得したときに期待残余利益を享受する権利

### （ロ）持分投資の量的要件

リスクを負担する持分投資が、追加的な劣後の財務的サポートなしに活動を行うには十分でない（1つの目安として、総資産のうち資本投資が10%未満の場合に不十分であると推定する）。

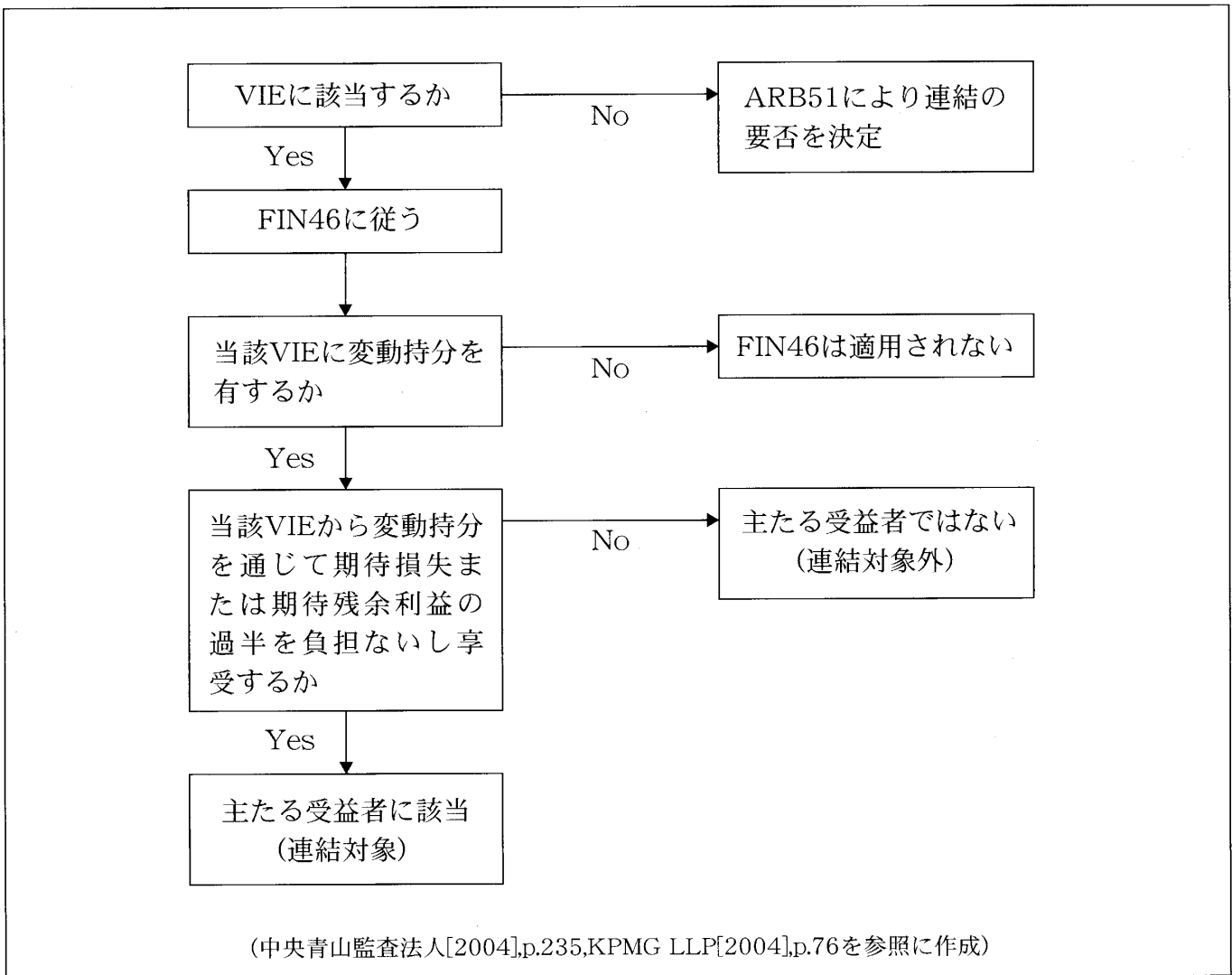
これらの要件を満たすVIEとは、要するに名目的な資本を有する事業体か、自立的ファイナンスが不十分な事業体であるということが出来る。

FIN46は、ARB51の解釈指針という位置づけで公表された。したがって、連結の範囲を考えるにあたり、すべての営利企業はFIN46を遵守しなければならない。FIN46の導入で、米国の連結判定は次のようになった（図表2参照）。

まず、連結の判定を行う際に、ある事業体がVIEに該当するか否かを判定する。当該事業体がVIEに該当しなければ、従来どおりARB51に基づいて連結の要否を決定する。しかしVIEに該当すれば、FIN46に従う。そしてVIEと判定されれば、次に当該VIEに対する変動持分の所有に伴い、期待損失または期待残余利益の過半を負担ないし享受しているか否かを判定する。この時点で、変動持分を所有していなければ、FIN46は適用されない。しかし、変動持分の所有の結果、期待損失または期待残余利益の過半を負担ないし享受している場合には、「主たる受益者」として判定され、当該VIEを連結する必要がある。なお、ここでいう変動持分とは、期待損失を吸収し期待残余利益を享受する投資ないし持分であり、具体的には契約、所有の権利、持分投資、受益権、債権、保証などが含まれる。



図表2 米国における連結判定のチャート



### 3 変動持分アプローチについての検討

上述の連結アプローチを、本稿では変動持分アプローチと呼んでいる。ここでは、変動持分アプローチについて若干の検討を加えることにしたい。ここで検討したいことは、この新しく加わった変動持分アプローチが、これまで連結の絶対的な条件と考えられてきた支配とどのような関係にあるかということである。すなわち、変動持分アプローチの導入は、支配概念の拡大を意味しているのか、それとも支配とは次元の異なるアプローチを示唆しているのかという連結の条件をめぐる議論である。変動持分アプロ

ーチの受け止め方は、論者によって異なっているようである。

たとえば、「基本的に、この指針は議決権に基づく連結に加えて、“変動持分”に基づく連結を含めたため、財務諸表連結に必要な支配の定義を拡大することを目論んでいる。」(Soroosh & Ciesielski[2004],p.34) という見解もあれば、「FIN46で、FASBはEITFと同様に支配ではなく、残余リスクとリワードに基づく連結指針がある種のエンティティには必要であると結論付けた」(Forrester & Neuhausen[2003],p.25) という見解もある。

変動持分アプローチは、「リスクと経済的便益の過半を負担または享受している」ことを根拠に、主たる受益者にVIEを連結させる点に特徴がある。連結の必要性は、これまで2つ以上の事業体間に存在する支配従属関係に起因すると考えられてきたが、主たる受益者とVIEとの間にも、支配従属関係が存在するかどうかの問題になる。この点について、FIN46は支配従属関係から当該2者の連結の必要性を説明しているように思われる。しかし、当該2者の関係を支配従属関係と捉えることは難しいのではない。

前述したように、自動操縦によってVIE（またはSPE）に対する支配は誰に帰属しているか分かりにくくなっている。したがって、たとえば主たる受益者とVIEとの間に支配従属関係に類似した関係が推定されるにしても、それはリスクと経済的便益の測定を通じて、主たる受益者を余儀なくVIEの支配体と認識しているのである。また、その認識が事実と異なる結果を生む可能性があることも否定できないと考えられる。このことから、変動持分アプローチは、支配を連結の絶対的な条件とする支配力基準とは次元を異にすると考えられる。言い換えれば、同アプローチは、これまで連結のメルクマールとされてきた支配の存在は、必ずしも連結の絶対的条件ではないと示唆しているように考えられるのである。

変動持分アプローチの登場によって、連結の条件あるいは連結の枠組み自体を再考する必要性が生じたといえるであろう。FIN46の新しい連結アプローチを検討された今福愛志教授は「それは従来の連結会計における支配概念とは異なる概念を必要とするかもしれない。」（今福[2003],p.22）と主張され、また向伊知郎教授におかれても、「会計単位としての経済的実体の再検討が必要である。」（向[2004],p.48）と

指摘されている。

こうした問題を検討するに当たり、かつて米国会計学会の委員会（AAA[1965]）が提唱したエンティティ概念の「利用者指向アプローチ」が1つの手がかりになるのではないかと考える。同アプローチは、経済的利害の領域である経済的実体は特定の利害関係者とその利害の本質によって定められるとする。オペレーショナルに経済的利害の領域を定める同アプローチを用いれば、親会社の投資家にとっての経済的利害の領域を支配以外の他の要素により定めることも理論的に正当化できると考えられる。

## むすび

本稿では、FASBの連結プロジェクトにおける連結の条件に関する議論を取り上げ、この議論におけるFASBの取り組み、そしてSPEの連結問題と、それに対応して新しく導入された変動持分アプローチ、そして、変動持分アプローチの導入が提起する連結の条件それ自体の問題について検討した。以下に結論をまとめる。

①FASBは、連結の条件として、支配を唯一の条件とすべきであるという立場を貫いてきた。すべての事業体に対して統一的な支配概念を適用することで、包括的な連結方針を開発しようとしてきたのである。その理論的背景には、経済的単一体概念が存在していた。しかし、SPEの連結問題については支配だけで対処できるものではないと認識し、FASBはSPEについては個別的に連結の条件を模索するアプローチを展開した。

②2001年にSPEを利用したエンロン社の不正会計事件が起き、同様の事件を繰り返してはならないという社会的要請を受けて、FASBはSPEの連結問題に対処したFIN46を作成公表し、変動持分アプローチという新しい連結アプローチを開発した。このアプローチは、経済的

便益の享受とリスクの負担の観点から主たる受益者を判定し、主たる受益者にVIEを連結させる仕組みをとっている。

③変動持分アプローチは連結の条件に関する理論面で新たな問題を提起した。変動持分アプローチは支配力基準とは次元を異にすると考えられ、このことはこれまで連結のメルクマールとされてきた支配の存在は、必ずしも連結の絶対的条件ではないということを示唆しているように考えられる。連結の条件あるいは連結の枠組み自体を再考する必要性が生じたといえる。この問題の検討に当たり、かつて米国会計学会の委員会が提唱したエンティティ概念の「利用者指向アプローチ」が1つの手がかりになると主張した。オペレーショナルに経済的利害の領域を定める同アプローチは、親会社の投資家にとっての経済的利害の領域を支配以外の他の要素により定めることを理論的に正当化するものとする。なお、「利用者指向アプローチ」についての詳細な分析は、今後の検討課題とすることにしたい。

#### 〈注〉

- 1) 連結プロジェクトの当初の目的は、営利企業に関する報告実体概念を開発し、同概念と概念フレームワークに基づき、連結方針および連結手続の広範囲な問題について結論を得ることにあつた。当初FASBのスタッフにより提案された報告実体概念は、過半数議決権持分の所有ではなく支配を基礎とする経済的単一体概念 (economic unit concept) であつた。この案に対して、審議会は全般的な支持を示したが、経済的単一体概念における少数株主持分に係る処理に同意できない側面があつたため、審議会はスタッフに同概念の再検討、さらには代替的な報告実体概念として親会社概念 (parent company concept) の追加検討および両概念の比較分析を行うよう要請した (FASB[1986], p.5.)。過半数議決権持分の所有ではなく、主として支配に基づくべきであるとの暫定的結論は、1986年の公開草案『すべての過半数所有子会社の連結』および1987年の財務会計基準書第94号において発表された。しかし、FASBは支配の採用を明確にしたにすぎず、支配以外に他の要素も考慮するかどうかについては明らかにしなかつた。なお、1990年に審議会内で経済的単一体概念と親会社概念のいずれを選択すべきかをめぐり委員の不合意が表面化したため (P.パクター他[1993], pp.22-23)、1992年には報告実体概念の定義の開発を中止することが決定された。この決定と同時に、支配と所有の概念に関する審議が決定され、支配と所有の検討を通じて、連結方針および連結手続の議論を進めることとなつた (FASB[1992], p.3)。
- 2) 討議資料は営利企業の連結財務諸表を前提として作成されたために、ここでは「親会社」、「子会社」という用語を用いることにする。
- 3) コメント・レターについては、FASBのホームページ (<http://www.fasb.org/>) から入手可能である。
- 4) 連結の条件を支配のみとするFASBの提案に対しては、とくにリミテッド・パートナーシップの連結問題に絡んで反対意見が生じていたことを指摘しておきたい。
- 5) 金融商品や不動産の証券化・流動化以外に、ヘッジ取引、ストラクチャード・ファイナンス、リース取引、保険・保証取引、M&Aや事業再編における資本構成戦略、個人の資産管理などの利用目的がある (加藤[2002], p.13)。
- 6) エンロン社によるSPEを利用した不正会計事件については、加藤[2002]を参照されたい。

7) SPEのなかにはスポンサーから明確に独立して活動を行なっているものもある。その場合にFIN46におけるVIEには該当しないことになる。

## 参考文献

AAA[1965]: 1964 Concepts and Standards Research Study Committee—The Business Entity, “The Entity Concept,” *The Accounting Review*, Vol.40, No.2, pp.358-367.

— [2003]: Financial Accounting Standards Committee, “Comments on the FASB’s Proposals on Consolidating Special-Purpose Entities and Related Standard-Setting Issues,” *Accounting Horizons*, Vol.17, No.2, pp.161-173.

FASB[1986]: *Status Report*, No.177.

— [1991]: Discussion Memorandum, *Consolidation Policy and Procedures*.

— [1992]: *Status Report*, No.238.

— [1994]: Preliminary Views, *Consolidation Policy*.

— [1995]: Exposure Draft, *Consolidated Financial Statements: Policy and Procedures*.

— [1996]: *Status Report*, No.277.

— [1997]: *Status Report*, No.295.

— [1999]: Revised Exposure Draft, *Consolidated Financial Statements: Purpose and Policy*.

— [2001]: *Status Report*, No.332.

— [2002]: Summary of Tentative Decisions, *Entities That Lack Sufficient Independent Economic Substance*.

— [2003]: FASB Interpretation No.46, *Consolidation of Variable Interest Entities: an interpretation of ARB No.51*, revised.

Forrester, J.P. and B.S. Neuhausen[2003]: “Is My SPE a VIE Under FIN46 and, if So, So What?” *The Journal of Structured and Project Finance*, Vol.9, No.3, pp.24-28.

Hartgraves, A.L. and G.J. Benston[2002]: “The Evolving Accounting Standards for Special Purpose Entities and Consolidations,” *Accounting Horizons*, Vol.16, No.3, pp.245-258.

Munter, P.[2003]: “SPEs and Financial Instruments Subject of New Standards,” *The Journal of Corporate Accounting & Finance*, May/June, pp.67-72.

Soroosh J. and J.T.Ciesielski[2004]: “Accounting for Special Purpose Entities Revised: FASB Interpretation 46(R),” *The CPA Journal*, July 2004, pp.30-37.

今福愛志[2003]: 「新しい事業体と『エンティティ概念』」『企業会計』第55巻第8号, pp.18-24.

荻茂生[2003]: 『証券化とSPE連結の会計処理 金融商品のオフバランス取引をめぐる実務』中央経済社。

加藤厚[2002]: 「『見せかけ』会計—“サブスタンス・オーバー・フォーム”背信への戒め—」『経理情報』第985号, pp.8-13.

久禮義継[2004]: 『流動化・証券化の会計と税務[第2版]』中央経済社。

KPMG LLP[2004]: 『新Q&A アメリカの会計百科[第2版]』有斐閣。

Coman, R.E.[2004]: 「証券化における特別目的事業体の連結とディスクロージャーに関する国際比較」『JICPAジャーナル』第590号, pp.34-39.

古賀智敏[1997]: 「FASB連結会計の新展開」

『企業会計』第49巻第13号, pp.87-93.

小宮山賢[2002]: 「SPE問題と監査」『会計プログレス』No.3, pp.31-44.

佐藤真良[2002]: 「アメリカSPE連結基準の新しい展開～エンロン事件が促す実態基準への飛躍～(上・中・下)」『経営財務』, 第2573号 (pp.32-40), 第2574号 (pp.58-64), 第2575号 (pp.38-44).

—— [2003]: 「SPE転じてVIEの連結基準」『経営財務』第2616号, pp.46-53.

—— [2004]: 「VIE連結基準の改訂」『経営財務』第2663号, pp.34-41.

杉本茂[2003]: 「米国のSPE新連結基準[上]」『商事法務』第1657号, pp.44-51.

中央青山監査法人[2004]: 『集団投資スキームの会計と税務』中央経済社。

鳥飼裕一[2001]: 「連結財務諸表における支配」(第4章第6節), 概念フレームワークに関する研究委員会報告『概念フレームワークに関する調査』企業財務制度研究会, pp.183-209.

—— [2002]: 「米国におけるSPE連結問題—エンロン破綻の余波—」『経理情報』第990号, pp.22-25.

米国財務会計基準(連結会計)研究委員会報告 [1995]: 『連結会計をめぐる米国財務会計基準の動向』企業財務制度研究会。

P.パクター・若杉明・平松一夫・逆瀬重郎 [1993]: 座談会「FASBの連結プロジェクトの背景と現状」『COFRI ジャーナル』12号, pp.17-31.

向伊知郎[2004]: 「連結範囲の拡大と変動持分事業体—支配概念を中心として—」『JICPAジャーナル』第589号, pp.44-49.

山地範明[2003]: 「FASB『変動持分事業体の連結』の考え方」『企業会計』第55巻第8号, pp.25-31.

拙稿[2003a]: 「アメリカ連結会計の基礎理論研究」課程博士論文(愛知大学)。

—— [2003b]: 「連結会計—企業実体と連結方針—」(第6章), 河合秀敏・盛田良久編著『21世紀の会計と監査』同文館出版, pp.100-112.

—— [2004]: 「アメリカ連結会計論の史的展開」『経営総合科学』(愛知大学経営総合科学研究所), 第82号, pp.69-87.

付記: 本稿は、日本会計研究学会第63回全国大会(中央大学)における自由論題報告を加筆・修正したものである。なお、同報告につき、今福愛志教授(日本大学)、越野啓一教授(高岡短期大学)、豊岡隆名誉教授(琉球大学)より貴重なご質問およびご助言を賜った。また、司会の佐藤信彦教授(日本大学)からも貴重なご意見を頂戴した。ここに各先生方に記して感謝申し上げる。